

感染拡大防止に関する
ガイドライン（案）

第1章 はじめに

- 新型インフルエンザが国内に流入した段階では、医療提供体制を確保し健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済活動を破綻に至らせないため、その流行のスピードを緩めるための感染拡大防止対策を講ずることが重要である。一方、国内発生早期には、ワクチンの供給体制が整っていない可能性がある。
- 本ガイドラインは、主に新型インフルエンザ対策行動計画における第二段階から第三段階にかけての感染拡大防止対策を示したものである。
- 今後も、最新の科学的知見や国際的動向を踏まえ、その内容を検討し、必要に応じて随時更新していくものとするが、国、都道府県、市町村及び関係機関等においては、本ガイドラインを参照し、対策を講じることが望まれる。

第2章 感染拡大防止対策の概要

- 主要な感染拡大防止対策は、以下の3つに大別され、国及び都道府県は、本対策を講ずると同時に、サーベイランス情報、積極的疫学調査結果、対策実施状況等を関係機関から収集し、感染拡大防止対策の評価を実施し、この結果を踏まえ、対策を継続すべきかどうか等を検討する。

1) 患者の入院又は自宅療養

- 新型インフルエンザの患者に対する対策は、新たな感染経路を絶つこと（患者と新たな接触者を最小限にすること）及び感染源を減らすこと（抗インフルエンザウイルス薬等による適切な治療の提供）を目的として、確認された患者を、新たな接触者を増やさない環境下（入院又は自宅療養）で、抗インフルエンザウイルス薬等を用いて適切に治療することとする。
- 都道府県においては、速やかに患者を特定し、医療を提供する体制を準備しておくことや、必要量の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、医療機関等に配送できる体制を整備しておくことが重要である。

（「医療体制に関するガイドライン」及び「抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン」参照）

2) 患者との接触者に対する感染防止のための協力要請等

- 新型インフルエンザの患者からウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても、他人に新型インフルエンザを感染させるおそれがあるため、地域内での感染拡大を阻止することを目的として、都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）は、患者との接触者に対して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 44 条の 3 に規定する感染を防止するための協力の要請（健康観察、外出自粛の要請等）や抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施する。
- 都道府県等においては、本対策を実施するため、国と協力し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や健康観察のための体制整備を行う。

（「抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン」参照）

3) 地域対策及び職場対策

- 感染拡大防止のためには、社会的活動における人と人との接触の機会を少なくすることが必要である。新型インフルエンザの患者が発生した地域においては、地域対策と職場対策を実施する。

（地域対策）

- ・ 地域対策の目的は、地域内感染を減少させることである。都道府県等は、国と連携し、学校、保育施設等（以下「学校等」という。）の臨時休業、集会や催し物、コンサート、映画上映、スポーツイベント等不特定多数の者が集まる活動の自粛に加えて、外出の自粛や混雑している公共交通機関の利用自粛を呼びかける。
- ・ 学校等では、感染が拡がりやすく、また、このような施設で感染が起こった場合、地域における感染源となるおそれがある。そのため、患者が確認され、当該地域内において感染が拡がる可能性が否定できない場合、速やかに学校等の臨時休業を実施することが重要である。

（「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」参照）

（職場対策）

- ・ 職場対策の目的は、職場内感染を防止し、重要業務を継続することである。そのために、企業等の職場に出勤しなければならない職員を減らす体制をとりながら、必要とされる企業活動を可能な限り継続する方策をあらかじめ検討する。

（「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」参照）

- 上記の対策を支えるためには、各世帯において、最低限の食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが必要である。また、食料品・生活必需品等が通常の供給ルートから入手できなくなる場合に備え、各市町村において、これらの備蓄や配付の方法について、住民支援の一環として検討しておくことが必要である。

第3章 各段階における対策

1. 第二段階における感染拡大防止対策

1) 患者の入院

- この段階では患者数も少なく、新型インフルエンザの患者の感染経路が明らかな時期であるため、全ての新型インフルエンザの患者は感染症法第19条の規定に基づく入院措置の対象となる。患者は感染症指定医療機関等において、治療に従事する医療関係者以外の者と接触しないような環境下で、適切な治療を受ける。

2) 患者との接触者に対する感染防止のための協力要請等

- 都道府県等は、患者に対し、感染症法第15条に規定する積極的疫学調査を実施することにより、患者の同居者、患者との濃厚接触者、患者が通う学校や職場等の施設を特定する。
- 都道府県等は、患者の同居者又は患者との濃厚接触者に対し、感染症法第44条の3に基づき、感染を防止するための協力を要請する。同時に、発症を予防するために、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- 都道府県等は、患者と同じ学校や職場等の施設に通う者に対して、それらの施設内で集団感染が生じるおそれがあることから、患者の行動範囲等を考慮した上で対象者を特定し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

3) 地域対策及び職場対策

- 患者が確認された都道府県等は、地域における学校等の臨時休業、集会や催し物、コンサート、映画上映、スポーツイベント等不特定多数の者が集まる活動の自粛、外出の自粛や混雑している公共交通機関の利用自粛を、適宜呼びかける。
患者が確認されていない都道府県等においても、近隣の都道府県で患者が確認された場合は、住民の生活圈や通勤、通学の状況等も踏まえて、これらの対策の実施について検討する。

(学校等)

- ・ 都道府県は、管内で新型インフルエンザが発生して、感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査を実施した結果、必要があると認めた場合、学校等の設置者に対し、臨時休業を要請する。
- ・ 学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の開始と終了を判断し、実行する。学校等の臨時休業が実施された都道府県は、速やかに文部科学省等へ報告し、同省等から全国の都道府県に周知する。
- ・ 臨時休業の開始時期及び終了時期の基本的考え方は、次に掲げるとおりであるが、地域の実情に応じて、都道府県が判断する。

[開始時期]

原則として、都道府県において第1例目の患者が確認された時点とする(ただし、管内での感染拡大が否定される場合を除く。)。なお、生活圈や通勤、通学の状況等を勘案して、市町村単位で臨時休業の開始時期の判断を行うこともあり得る。

また、患者が確認されていない都道府県においても、近隣の都道府県において学校等の臨時休業が実施された場合は、生活圈や通勤、通学の状況等を踏まえ、学校等の臨時休業について検討する。

[終了時期]

都道府県は、原則として、積極的疫学調査の結果等をもとに、回復期になった時点から概ね7日ごとに厚生労働省等と協議して、臨時休業の解除時期を検討する。

(公共交通機関)

- ・ 公共交通機関の運行方針については、国土交通省において混雑度を指標としたシミュレーションによる研究と感染防止策を検討する。

- 職場対策としては、あらかじめ検討された方策に基づき、企業等の職場に出勤しなければならない職員を減らす体制をとりながら、必要とされる企業活動を可能な限り継続する。

(「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」参照)

(地域封じ込め)

- なお、我が国の地理的な条件や人口密度などを考慮した場合、厳格な人の移動制限を伴うような地域封じ込めを行うことは困難であると考えられるが、一定の条件※を満たした場合、国及び都道府県は、地域封じ込め対策を検討する。

※ 詳細については、別添「新型インフルエンザの地域封じ込めについて」に記載してある。

2. 第三段階における感染拡大防止対策

○ 第三段階の感染拡大期は、第二段階と同様の対策を継続する。

1) 患者の入院又は自宅療養

○ 第三段階のまん延期(新型インフルエンザの患者に対する感染症法第19条の規定に基づく入院措置による感染拡大防止効果が低下した段階)以降、都道府県は病床の利用状況等を勘案し、適時入院措置の解除を行い、軽症者については自宅での療養を勧め、重症者については、入院にて適切な治療を提供する。また、都道府県等は、自宅で療養する軽症者に対して、感染症法第44条の3の規定に基づき、感染を防止するための協力を要請する。

2) 患者との接触者に対する感染防止のための協力要請等

○ 第三段階のまん延期以降、増加する患者に対して、確実に抗インフルエンザウイルス薬を投与する必要があることから、この薬の使用については、治療用が優先されるべきである。

都道府県等においては、まん延期に入ってから、患者の同居者を除く濃厚接触者に対する予防投与及び患者と同じ学校や職場等の施設に通う者に対する予防投与は見合わせる。

○ まん延期以降における、患者の同居者の感染予防を目的とした抗インフルエンザウイルス薬の予防投与については、それまでに実施された予防投与の効果を評価した上で、継続するかどうかを国が決定する。

3) 地域対策及び職場対策

○ 地域及び職場の対策については、第二段階に引き続き実施する。